

1 ハラスメント種類別の申出件数（延べ数）

（単位：件）

	パワハラ	セクハラ	マタハラ等
平成21年度		9	
平成22年度		8	
平成23年度		20	
平成24年度		11	
平成25年度		11	
平成26年度		11	
平成27年度		8	
平成28年度	92	17	0
平成29年度	140	9	8
平成30年度	252	26	14
令和元年度	519	73	8
令和2年度	1,010	60	7
令和3年度	1,706	82	23

※ 防衛省セクハラホットラインは平成21年度、防衛省パワハラ、マタハラホットラインは平成28年度から常設しており、これらのホットラインに相談があった件数を集計したもの。

出典：防衛省提出資料より山添拓事務所作成

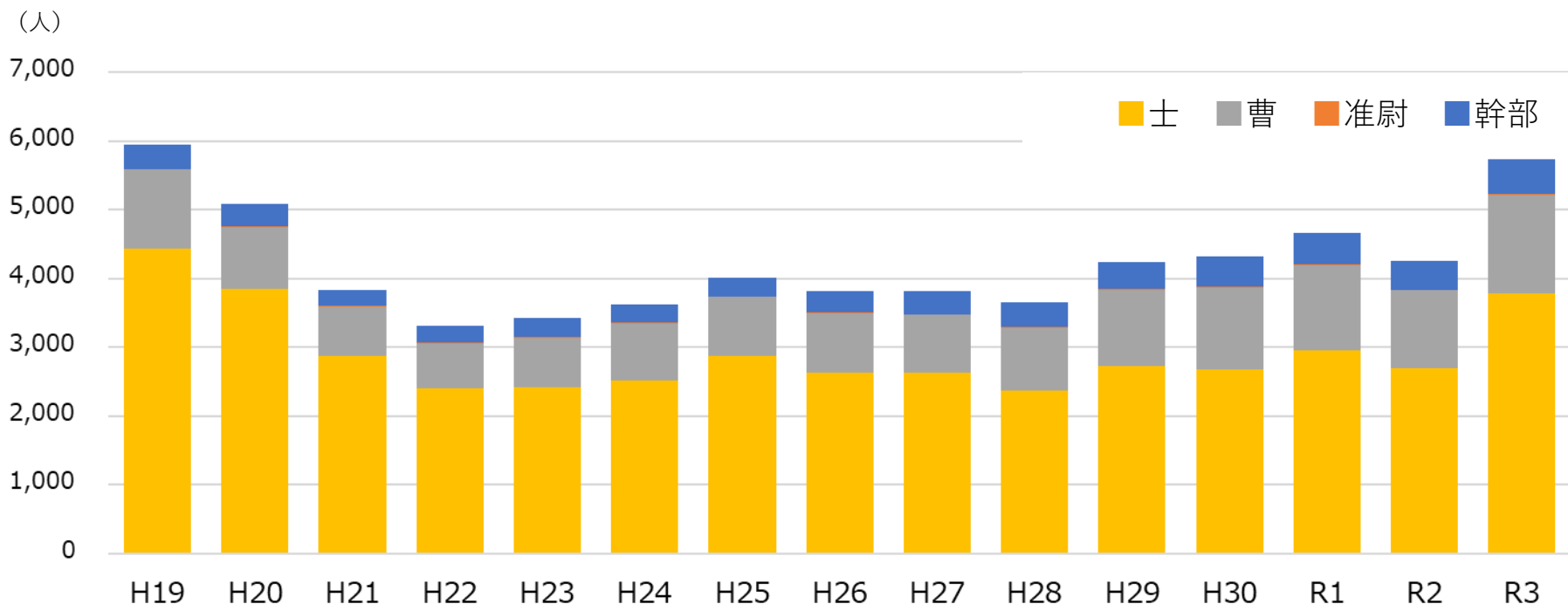
防衛省・自衛隊におけるハラスメント対策の枠組み

パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令	(平成28年防衛省訓令第17号)
パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について (通達)	(防人服(事)第99号。28.3.28)
パワー・ハラスメントホットラインについて (通知)	(防人服第6831号。28.3.31)
防衛省におけるパワー・ハラスメントの防止に関する検討委員会の設置について (通達)	(防人服第13758号。26.9.17)
暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準について (通達)	(防人服(防)第46号。2.1.31)
暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する人事教育局長が定める考慮事項等について (通知)	(防人服第1168号。2.1.31)
暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準についてに規定する人事教育局長が定める考慮事項等についての細部について (通知)	(防人服第1170号。2.1.31)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令	(平成11年防衛庁訓令第29号)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について (通達)	(防人1第1889号。11.3.31)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について (通達)	(防人1第2253号。11.4.19)
防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間について (通達)	(防人服第11627号。19.11.26)
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する訓令	(平成28年防衛省訓令第73号)
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する訓令の運用について (通達)	(防人計(事)第465号。28.12.28)

年度別中途退職者数の推移

近年、中途退職者数は4000人前後で推移しており、令和3年度の中途退職者数は直近15年で2番目に多い人数となった。

年度別中途退職者数



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幹部	366	326	227	242	276	250	286	314	331	357	386	447	447	417	511
准尉	3	7	8	10	5	11	4	11	12	8	13	17	13	10	15
曹	1,143	894	727	664	716	845	857	861	844	920	1,119	1,180	1,250	1,127	1,425
士	4,440	3,857	2,867	2,396	2,424	2,509	2,874	2,637	2,626	2,366	2,722	2,685	2,949	2,703	3,791
計	5,952	5,084	3,829	3,312	3,421	3,615	4,021	3,823	3,813	3,651	4,240	4,329	4,659	4,257	5,742

※ 隊員が中途退職に至った経緯等について、より詳細に把握することが必要

出典：防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者会議（2023年2月22日）配付資料より抜粋

空自セクハラ対応「不適切」

那覇で被害 女性隊員、国賠提訴

【東京】航空自衛隊那覇基地でのセクハラ被害を訴えたのに空自が適切に対応せず、不利益な扱いを受けたとして、女性自衛官が27日、国に約1億68万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。女性は同日、弁護士を通じて「組織はこの間、それ（セクハラ）を隠蔽し、私を悪者かのように扱ってきた」とコメント。ハラスメントに対処できる組織になるよう求めた。（東京報道部・嘉良謙太郎）25面に関連

「組織が隠蔽 二次被害に」

原告側の弁護士は同日、東京都電が関の司法記者クラブで会見。「不利益解消を訴えてきたが、ますます二次被害が進行している。ハラスメントに対する組織としての責任を追及する裁判にしたい」と述べた。

弁護側によると女性は那覇基地に所属していた2010年以降、先輩の男性隊員から電話で交際相手との性行為をやめられるなどした。組織内のセクハラ相談員や法務部門は対応せず、むしろ加害者側に加担して



の判決で「人格権を侵害する違法なセクハラ発言に当たると判断される可能性が十分にある」と認定。一方、公務員の職務中の行為は個人が賠償責任を負わないと

して請求は棄却し、その後確定した。

女性はこの訴訟で、関係者に提供された組織内の調査資料を証拠として提出。これが情報流出に当たるとして自衛隊の捜査機関である警務隊に告発され、訓戒処分を受けた。今回の訴訟では、こうした対応も不利益な扱いに当たると主張している。

元陸上自衛官五ノ井里奈さん(23)が性被害を訴えたことを機に実施された特別防衛監察にも昨年10月、情報を提供したが、再調査はされなかったとしている。男性隊員は、既に定年退職しているという。

空自は本紙の取材に対し「訴状が届いていないため、お答えは差し控えています。ただ」とした。

航空自衛隊那覇基地でのセクハラ被害を巡り、記者会見する女性自衛官の代理人弁護士27日午後、東京・電が関の司法記者クラブ。

実名出されセクハラ教育 ■被害訴え処分

自衛隊組織改善求める

「ハラスメントに組織がきちんと対処しなかったマイナスの影響は、今なお私を苦しめ続けている」。航空自衛隊那覇基地でセクハラ被害に遭い、国を相手に訴訟を起こした女性自衛官は27日、弁護士を通じてコメントを寄せた。この間、特別防衛監察など17カ所に相談したが解決にはつながらず。女性は「悪いのは加害者や対処してこなかった人たちで、きちんと行動できる組織になつてほしい。さもないと後輩に申し訳ない」と提訴に踏み切った理由をつづつた。

（東京報道部・嘉良謙太郎）11面参照

女性「今も苦しい」

女性はこの日、さらなる処分を恐れ、会員には出席しなかった。今回の提訴を巡り、上長から「過去のことを繰り返すな」と言われたと明かす。訓戒処分を受け、昇任も同期で最後になった。睡眠障害やフラッシュバックにも苦しんでいる。

女性の弁護士によると、先輩の男性隊員からのセクハラ発言は2010年に始まり、身体的特徴をからかわれるように。13年には電話で交際相手との性行為をやめられた。上司に報告し、部内で男性と仕事上の接点

したが、19年に再び元の職場に戻され「加害者と接触する部署で働かざるを得なくなった」と弁護士が話す。加害男性は損害賠償を求めた訴訟では、上司や部下が「セクハラはなかった」との陳述書を提出。弁護士は、組織内の法務部門が書面のひな型を作成したと指摘する。女性は同訴訟で、関係者から提供された内部資料を証拠として提出したことで、警務隊に刑事告発された。那覇地検は不起訴としたが、自衛隊内で訓戒処分を受けた。

佐藤博文弁護士は「自衛隊のハラスメントの特殊性は集団性と隠蔽性にある」と指摘。組織の責任を追及していく考えを示した。

自衛官セクハラ巡る国提訴への主な経緯

2010年	空自那覇基地で加害男性から女性へのセクハラ発言始まる
13年	電話でのセクハラを受け、女性は上司や相談員に報告。加害男性と日常的接点は続き不眠に
14年	法務班に相談も個人の問題は不問とされる。実名をさらされるなど基地内で二次加害的なセクハラ教育が始まる
15年	弁護士がセクハラ教育に抗議。女性は別職場へ異動
16年	加害男性を提訴。男性側は名誉毀損で女性を反訴
17年	那覇地裁が女性の損害賠償認めず。加害男性の反訴はセクハラを事実上認定し、棄却。男性は控訴も、二番が棄却
18年	女性が総隊司令官に解決を求め、隠蔽に加担したとして20人の処分申し立て。女性に元職場へ異動内示
19年	司令がセクハラ教育で「被害者にも問題ある」と発言。加害男性に訓戒処分。男性が別基地に異動。女性が裁判で出した証拠巡り警務隊に告発されたが、那覇地検は不起訴処分申し立てた。20人不処分。女性は「行政文書入手し自身の弁護士に提出し、何人でも閲覧できる状態にした」などと訓戒処分に
22年	

※弁護団の説明・主張に基づき作成

女性はこの日、さらなる処分を恐れ、会員には出席しなかった。今回の提訴を巡り、上長から「過去のことを繰り返すな」と言われたと明かす。訓戒処分を受け、昇任も同期で最後になった。睡眠障害やフラッシュバックにも苦しんでいる。

女性の弁護士によると、先輩の男性隊員からのセクハラ発言は2010年に始まり、身体的特徴をからかわれるように。13年には電話で交際相手との性行為をやめられた。上司に報告し、部内で男性と仕事上の接点